新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等の取扱いに関するＱ＆Ａについて

令和２年５月１１日
厚生労働省保険局国民健康保険課

【申請受付】

問 1-1　保険料（税）減免の実施時期（申請受付開始時期）については、いつ頃を想定しているのか。

（答）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の算定基準については、令和２年度補正予算の成立を受けて、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和２年５月１日保国発 0501 第 1 号、以下「基準通知」という。）別紙のとおりお示ししたところである。

当該基準を踏まえて、保険者においては、できる限り速やかに保険料（税）減免に係る周知広報や申請受付等を開始していただきたい。

問 1-2　現下の状況を鑑みて、感染拡大防止に資するような申請方法を検討しているが、何かよい案があれば参考までに教えていただけないか。

（答）

例えば、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法が考えられる。

【減免に対する財政支援の算定基準】

（世帯の主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病）

問 2-1 「重篤な傷病」の定義如何。

（答）

１か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいう。

問 2-2　新型コロナウイルス感染症により、死亡又は重篤な傷病を負ったことについて、何により確認を行えばよいか。

（答）

医師による死亡診断書や診断書等により確認することが考えられる。

（世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少）

問 2-3　新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指すのか。

（答）

新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指すものであり、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていること等を踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合（例えば、懲戒解雇や昨年中の離転職等が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等）を除き、国の財政支援の対象から除外するものではない。

問 2-4　基準通知（別紙１）及び（別紙２）の２（１）①又は②の「その者の属する世帯の主たる生計維持者」とは世帯主のことを指すのか。

（答）

これまで保険料（税）減免に対する財政支援を行ってきた際、「その者の属する世帯の主たる生計維持者」とは、基本的に「その者の属する世帯の世帯主」を指すものとして対応してきており、今回も、同様の考え方により対応されたい。

なお、世帯主以外の世帯構成員の収入で生計が維持されている場合、その者が「主たる生計維持者」となり得るが、その場合には国民健康保険法施行規則第１０条の2による世帯主の変更を行うことが考えられる。

問 2-5　基準通知(別紙１)の２(１)②のｉ及び（別紙２）の２（１）③における「事業収入等のいずれかの減少額」の「事業収入等」については、どういった収入が含まれるのか。株の取引による収入等は含まないのか。

（答）

事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかであり、株の取引による収入等は含まない。

問 2-6　基準通知（別紙１）の２(１)②のⅲ「減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額」の「減少することが見込まれる事業収入等」及び（別紙２）の２⑴③における「事業収入等」とは、前年に比べて１０分の３以上減少する事業収入等を指すのか。

（答）

貴見のとおりであり、前年に比べて減少割合が１０分の３未満の事業収入等は含まない。

なお、基準通知（別紙１）【表１】により、対象保険料額を計算する際の「B:世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額」についても同様であり、前年に比べて減少割合が１０分の３未満の事業収入等は含まない。

問 2-7 事業収入等の減少については、あくまで「見込み」で判断することとして差し支えないのか。新型コロナウイルス感染症の終息が現時点では見通せない中で、年間の見込みを判断するのは困難に思うが、どのように前年の当該事業収入等と比較すればよいのか。また、事業収入等の減少を証明する書類はどのようなものが考えられるか。

（答）

事業収入等の減少については、被保険者に対する迅速な支援の観点から、「見込み」で判断することとして差し支えない。

この「見込み」の判定方法については、例えば、申請時点までの一定の期間の帳簿や給与明細書の提出等により、年間を通じた収入の見通しを立てていただくなど、一定の合理性を担保しつつ判断いただくことが考えられる。

問 2-8 令和元年の収入額や所得額については、6月頃に税務担当課から提供を受けることから、減免の判断に関しても、それを待って、収入減少の程度を判断することとなるのか。

（答）

令和元年の収入額や所得額についても、確定申告書の写しや源泉徴収票の写しなどを用いることで、できる限り速やかに判断していただきたい。

問 2-9 基準通知（別紙1）の2（1）②i の「事業収入等のいずれかの減少額」及び（別紙2）の2（1）③の「事業収入等のいずれかの減少」については、事業収入等の「合計額」の減少見込みではなく、「いずれか」の減少見込みで判断するのか。

（答）

貴見のとおり。

問 2-10 国や都道府県から支給される各種給付金（特別定額給付金や持続化給付金等）については、基準通知（別紙1）の2(1)② i の「事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）」及び（別紙2）の2（1）③の「当該減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）」における、「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額」に含まれるのか。

（答）

国や都道府県から支給される各種給付金については、事業収入等の計算に含めないこととする。

問 2-11　保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額、事業等の廃業や失業について証明する書類は、どのようなものを想定しているのか。

（答）

保険金、損害賠償等により補填されるべき金額については、その有無を申請書に記載すること等により申告していただいた上で、該当するものがある場合には、帳簿や保険契約書等により確認するものと考えられる。

また、事業等の廃止や失業についても同様に、その該当の有無を申請書に記載していただく等により確認の上、該当する場合には、廃業等届出書や、事業主の証明等により確認するものと考えられる。

問 2-12　財政支援の対象となる保険料（税）の減免は、亡くなった時期等や収入が減少しはじめた時期等にかかわらず、令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの全てが財政支援の対象となるのか。

（答）

個々の世帯の主たる生計維持者の亡くなった時期や収入が減少しはじめた時期にかかわらず、基準通知別紙の2（1）の要件を満たす者について、令和元年度分及び令和2年度分の保円了であって、令和2年2月1日から令和3年3月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が設定されている保険料を減免の対象とした場合、その要した費用のすべてが財政支援の対象となる。

問 2-13　令和元年度分の保険料についても、令和2年の事業収入等の減少額が令和元年の当該事業収入等の額の 10 分の3以上であるなど、令和元年の収入又は所得により判断してよいのか。

（答）

貴見のとおり。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少については、多くの保険料（税）の減免申請が想定されるところ、迅速に対応していくことが求められることなどから、今回の財政支援の対象となる保険料の減免においては、令和元年度分の保険料についても、令和2年の事業収入等のいずれかの減収額見込みが令和元年の当該収入等の額の 10 分の3以上であることなど、令和2年の収入見込み及び令和元年の収入又は所得により減免対象となるか判断する。

【その他】

問 3-1　新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給については、令和2年1月1日を適用日としているが、なぜ適用日が異なるのか。

（答）

傷病手当金については、療養のため労務に就けないときの所得補填であり、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたこと等を踏まえ、令和2年1月1日を適用日としている。他方、保険料（税）の減免については、国内の感染拡大による影響や税制における猶予措置の対応等を踏まえて、令和2年2月1日以降に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が設定されているものを対象としている。

問 3-2　基準通知（別紙2）２（1）③における減免基準が市町村国保と異なっているのはなぜか。

（答）

国保組合の中には、規約により、前年所得金額等によらずに定額の保険料を設定している場合も多く、市町村国保のように前年所得金額に応じた割合により保険料の減免を行うのではなく、より簡素な仕組みとして、減少率に応じた保険料の減免を行うこととしている。